

月次総会議事録

令和6年（第6回）加古川市農業委員会月次総会

令和6年6月24日（月）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

10 都倉 澄子

事務局

局長	桑山 隆	農政企画担当副課長	穴田 順一
農地係長	池田 健司	主査	橋本 英

農林水産課

農政係 主事 河野 友博

現地調査（東地区）

6月18日（火） 午前9時30分から

馬田会長、岡本総務委員長、久保田委員、橋本委員 事務局2名

現地調査（西地区）

6月18日（火） 午後2時から

馬田会長、岡本委員長、柿本委員、都倉澄子委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1 時 3 5 分

議長 ただ今より、令和 6 年第 6 回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18 名
委員現在数 17 名
本日の出席委員数 16 名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、15 番 柿本 真千代 委員、17 番 久保田 四郎 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第 52 号を議題といたします。
議案第 52 号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書 1 ページ及び審議参考資料 1 ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第 3 条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1. 平岡町高畑 []、[] 平米。[] さん 外 1 名から、[] さんへ。
- 2 八幡町下村 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。
- 3 上荘町薬栗 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。
- 4 志方町上富木 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

5 志方町西中■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

6 志方町西中■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

7 志方町西中■■■■、■■■■平米 外3筆、計■■■■平米。■■■■さん 外3名から、■■■■さんへ。

8 志方町西山■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

議案書3ページをご覧ください。

9 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

なお、新設農家のうち、8番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。また、9番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、9番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。6月18日火曜日 午後1時25分より、馬田会長、都倉澄子委員と私、事務局2名の合計5名で、議案第52号9番の譲受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは、今年の2月に退職され、以前家庭菜園をしていた経験から、自宅から通いやすい距離の農地を購入し、農業を開始したいと今回の申請に至ったそうです。

最初の2年ほどは、色々な野菜を少しずつ作付けして経験を積み、将来的には販売も考えたいということで、近所の農家の方にも教えてもらいながら始められたらと仰っていました。

申請地は、畑としての利用を予定されているため、ヒアリングの中で、周辺が水田なので、隣接地等とよく調整し、水はけを工夫して作付けを行ってほしいこと、また、畑としてはかなり広いので、草刈等しっかり農地の管理

をしていただくことをお願いし、コスモス等の景観作物についても紹介しました。合わせて、今後も地域のルールを水利組合等地域の方に確認しながら、取り組んでいってほしいと伝えました。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第52号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第52号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第52号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第53号を議題といたします。

議案第53号の24件については、5月13日から6月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第54号を議題といたします。

議案第54号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

議案のご説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案書12ページの3番、平荘町山角の案件については、6月17日付で取下願が提出されましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野 []、[] 平米。[] さんから、有限会社 [] へ。露天駐車場。

2 神野町石守 []、[] 平米。[] さん 外1名から、有限会社 [] へ。露天駐車場用地。

4 平荘町山角 []、[] 平米 外1筆、計 [] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備。

議案書13ページをご覧ください。

5 東神吉町天下原 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。非FIT太陽光発電所。

6 東神吉町天下原 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。非FIT太陽光発電所。疎明書添付。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第54号の1番。申請の土地の位置は大野の中、現況は畑。申請地の周囲は、東が畑、西が宅地、南が水路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないと思われます

次に、議案第54号の2番。申請の土地の位置は石守の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が畑及び宅地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないと思われます。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第54号の4番。申請の土地の位置は山角の東、現況は放棄田。申請

地の周囲は、東が水路、西が水路、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、都倉正委員、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第54号の5番。申請の土地の位置は天下原の南、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が道路、南が水路・道路、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第54号の6番。申請の土地の位置は天下原の中、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路・宅地、南が宅地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。以上2件、地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第54号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第54号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第54号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第55号を議題といたします。

議案第55号の6件については、5月13日から6月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第56号を議題といたします。

議案第56号の6件については、5月13日から6月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第57号を議題といたします。

議案第57号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、隣接農地所有者の同

意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条に該当するため、委員会に上程しておりましたが、6月18日付で同意書が提出され、専決処理の要件を満たしたため、議案から削除願います。

以上です。

議長 次に、議案第58号を議題といたします。
議案第58号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第58号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 東神吉町砂部■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農産物集出荷施設。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第58号の1番。申請の土地の位置は砂部の北。申請地には集出荷施設が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第58号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第58号について、受理することに決定

して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第58号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第59号を議題といたします。
議案第59号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書20ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第59号 非農地証明願承認のこと。

- 1 八幡町下村■■■■、■■■平米。■■■■さん、昭和54年1月頃。
- 2 東神吉町天下原■■■■、■■■平米。■■■■さん、平成2年4月頃。
- 3 志方町大澤■■■■、■■■平米。■■■■さん、昭和40年頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第59号の1番。申請の土地の位置は下村の東。申請地の状況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、前田委

員、八代醴推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番並びに3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年6月18日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第59号の2番。申請の土地の位置は天下原の南。申請地の状況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第59号の3番。申請の土地の位置は大澤の北。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第59号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第59号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第59号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第60号を議題といたします。

議案第60号の25件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第61号を議題といたします。

議案第61号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書29ページをご覧ください。この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第61号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 野口町長砂 []、[] 平米。相続人 [] さん、
被相続人 [] さん、同居。

なお、この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第61号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第61号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第61号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第62号を議題といたします。

議案第62号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書31ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受

ける者の数 14戸。農地の中間的受け皿となる者の数 1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数 6戸。筆数20筆、面積24,970平米です。

続きまして、32ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書33ページから35ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料8ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第62号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第62号について、原案のとおり決定いたします。

議長 ここで、再度事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。事務局着席。)

議長 次に、議案第63号を議題といたします。
議案第63号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 追加議案書をご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に一旦進達したものではありませんが、意見書の修正をしようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書の修正について。

1 八幡町中西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、有限会社■■■■へ。露天駐車場。令和6年第4回月次総会審議。上申書添付。

この案件については、4月の月次総会においてご審議いただいております。その際は、転用事業者及び隣接農地所有者の主張が食い違っており、許可相当・不許可相当の意見を付さずに、県知事に判断を委ねるとして兵庫県知事へ進達する結果となっております。

このたび、県から、農業委員会として許可相当、不許可相当、条件付き許可相当のいずれかを意見を付して意見書を作成するよう求められました。

なお、4月の月次総会以降の経緯については次のとおりです。

①地元水利組合は同意しているものの隣接農地所有者の同意が得られていないこと、また、双方に意見の食い違いがあることから、地元農業団体の同意を得るよう、県から転用事業者へ補正を求めたところ、5月25日付で中西条農会長の同意書が提出されました。

②転用事業者と隣接農地所有者で再度合意形成を図るよう、県から転用事業者へ求めましたが、話を取り合ってもらえない状況にあるのでできない内容の上申書が事業者より5月30日付で提出されました。

③中西条の町内会長が事務局へお越しになり、転用事業者と隣接農地所有者の間で話し合いができるような状況ではないこと、市の農業委員会が了承したから農会長にも同意書に押印するよう話をもちかけたが、そうではなく農業委員会では判断できずに県において審議中であるなら、農会長は同意書を取り下げたい意向があること、等を話されました。

④6月18日付で、県から農業委員会に対して、進達した申請書類が返戻されました。その理由は、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無を確認することと、及び農業委員会の総合意見欄を記載することの2点です。

⑤6月21日に中西条の農会長が事務局へお越しになり、押印した同意書について、地域の合意が図られておらず、意思の錯誤があったため、取消してほしい内容の書面が提出されました。

以上のとおりとなっています。

つきましては、委員のみなさまのご意見をいただき、農業委員会の意見を整理した上で意見書を修正し、再提出したいと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第63号について、ご意見を承ります。

前田委員 議席番号8番 前田です。地元の農業委員としての判断のポイントが2点あります。まず1つ目は、業者から聞き取り調査をしておりますが、そのときの業者の発言と申請記載内容が信ぴょう性に欠けること。2つ目は、聞き取り調査では、業者に対して解決に向けて隣接の地権者、近隣住民を交えて、

町内会での説明をするよう求めました。しかしながら、その後も説明会を開催されていないことがわかりました。これは昨日も確認しました。その結果、この農地は幹線道路沿いで公民館も近い。その生活環境が悪化するということに心配されている住民がいらっしゃる。それから、隣接農地の地権者も今は反対している。説明会も開催されていない今の状況では、揉めるネタになるので、地元農業委員としては許可できないと考えています。

議長 ここで一旦休憩に入ります。

(2時14分～2時28分 休憩)

議長 それでは会議を再開します。
ほかにご意見やご質問はありませんか。

意見なし

議長 それでは採決に移りたいと思います。
議案第63号1番について、許可相当の意見に賛成の方は挙手をお願いします。

0名

議長 賛成の方はいらっしゃらないということでしょうか。

意見なし

議長 では、そのように農業委員会の意見書を修正したいと思います。
なお、意見書記載の具体的な意見等については、私に一任いただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。意見書内容については会長一任といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時29分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年6月24日

署名委員（15番）

署名委員（17番）